

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 埼玉県東松山市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.11%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	68.31%
全職員	63.03%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	88.50%
本庁課長相当職	86.99%
本庁課長補佐相当職	95.28%
本庁係長相当職	99.46%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	103.50%
31～35年	85.75%
26～30年	89.34%
21～25年	86.71%
16～20年	92.17%
11～15年	87.37%
6～10年	102.98%
1～5年	72.42%

【説明欄】

- ① 任期の定めのない常勤職員及び任期の定めのない常勤職員以外の職員には、給与水準の高い医師が含まれている。医師を除いた男女の給与の差異は、別紙のとおりである。
- ② 任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち女性の会計年度任用職員の割合が約62%となっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。
- ③ 扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は約83%である。
- ④ 継続年数36年以上の男女の給与の差異は103.50%である。これは、男性職員による年度途中での退職があったためである。
- ⑤ 勤続年数6～10年の男女の給与の差異は102.98%である。これは、以前に女性の社会進出又は子育て支援に関する業務経験者、子育て経験者を対象にした採用を実施したためである。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【参考資料】

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表（医師除く）

特定事業主名： 埼玉県東松山市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.51%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.56%
全職員	63.25%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.63%
本庁課長相当職	97.25%
本庁課長補佐相当職	95.28%
本庁係長相当職	99.46%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	103.50%
31～35年	85.75%
26～30年	89.34%
21～25年	90.48%
16～20年	92.17%
11～15年	94.67%
6～10年	97.71%
1～5年	96.37%